租税特別措置法の特別償却を行わなかった理由書

　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までの経営状況等を検討した結果、減価償却資産については下記の理由により、本法による特別償却を行いませんでした。

　なお、当事業所は、租税特別措置法第１２条、同第４５条による特別償却を選択し得る事業所として、管轄税務署の確認を得ています。

|  |
| --- |
| 本法による特別償却を行わなかった理由 |
|  | 他の法令による特別償却を選択したため |
| 　 | 特定生産性向上設備等の租税特別措置法　４２条の６第２項 |
|  | 過疎地域自立促進特別措置法における租税特別措置法　４５条第１項　 |
|  | 半島振興法における租税特別措置法　４５条第２項　 |
|  | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | 特別償却を適用しなかった（融資対策等） |
|  | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

　　令和　　年　　月　　日

住所又は所在

氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞